証券コード:3370 2022年6月13日

株主各位

北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号株式会社フジタコーポレーション 代表取締役社長 遠 藤 大 輔

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を 行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の うえ、2022年6月28日(火曜日)午後6時までに議決権を行使いただきたくお 願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号

グランドホテルニュー王子 2階 若草の間 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 目的事項

報告事項 第44期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 2. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 3. 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。今後の状況変化 により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサ イトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (http://www.fujitacorp.co.jp)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してく ださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会 場受付にご提出ください。

日時

2022年6月29日 (水曜日) **午前10時**(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議 案に対する賛否をご表示のう え、ご仮送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後6時到着分まで



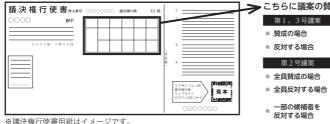
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議 案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日 (火曜日) 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案 賛成の場合

≫ 「替 | の欄にOEI ≫ 「否」の欄にO印

第2号議案

全員賛成の場合

>> 「賛」の欄にO印 「否」の欄に〇印

-部の候補者を 反対する場合

「賛」の欄に〇印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権 行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行 使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って ください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・『パスワード・『また力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコン、スマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

■ 電話番号: 0120 - 652 - 031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大 や収束時期が見通せないことから、先行き不透明な状況が続いておりま す。

当社が属する飲食業・小売業におきましては、ワクチン接種の進展により経済活動再開による持ち直しの兆しが見られるものの、当事業年度の大部分の期間において自治体からの休業要請や時短要請、酒類の提供時間制限等の営業制限を受けたため、大変厳しい環境で推移いたしました。

このような経済状況のもと、店舗におきましては、お客様と従業員の感染防止を最優先とし、店頭及び従業員用のアルコールの設置、従業員の出勤時の検温などの健康管理、ビニールシートやパーテーションの設置などの感染防止対策認証制度に準拠した感染対策を講じたうえで店舗運営をしてまいりました。フランチャイズ本部としましては、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」の加盟店2店舗を出店いたしました。2021年10月より北海道寿都郡黒松内町の「黒松内町特産物手づくり加工センター」(トワ・ヴェール)の指定管理者として、チーズ、ハム、ベーコン、アイスクリームの製造、加工及び販売を開始いたしました。

当事業年度末における当社の展開業態は16業態、稼働店舗数は63店舗(前事業年度末、15業態67店舗)となりました。休業要請や時短要請に対応するため、ワークスケジュールの見直しによる人員の最適化、店舗不動産の契約内容の見直し、原材料等の仕入れコストの管理、不採算店舗の閉店等を行ったものの、緊急事態制限及びまん延防止等重点措置の適用期間が当事業年度の大部分を占めたことにより、当事業年度の売上高は4,020,841千円(前事業年度比3.6%減)、営業損失135,174千円(前事業年度、営業損失135,794千円)、経常損失68,575千円(前事業年度、経常損失144,610千円)、当期純損失110,227千円(前事業年度、当期純損失215,262千円)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<飲食部門>

当事業年度の飲食部門におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する取組みを徹底しつつ、テイクアウトやデリバリーなどの店内飲食以外の対応を強化するとともに、フランチャイジー事業はフランチャイズ本部主導の新商品の投入や販売促進活動を、オリジナルブランド事業は季節限定商品の開発及び販売を継続し、LINE等で特定商品を訴求することで客単価増やリピート顧客の獲得、売上回復に努めてまいりました。

飲食部門の当事業年度末の店舗数は前事業年度末より4店舗減少し、60店舗となりました。当事業年度の売上高は3,690,161千円(前事業年度比2.3%減)、セグメント損失127,304千円(前事業年度、セグメント損失119,798千円)となりました。また、飲食部門につきましては、まん延防止等重点措置の終了が当事業年度末の直前だったこともあり、店舗を管轄する地方公共団体に給付金等の申請をしているものの、当事業年度末までに補填が間に合わず、損失計上額が前事業年度を上回る結果となりました。

<物販部門>

当事業年度の物販部門におきましては、飲食部門と同様に新型コロナウイルス感染症に対する取組みを徹底しつつ、フランチャイズ本部主導によるスマートフォンアプリやLINE等を使用した販売促進活動に加えて、季節商品訴求のための売場づくりを行って、季節に合わせた商品提案を実施してまいりました。

物販部門の当事業年度末の店舗数は前事業年度末と同数の3店舗となりました。当事業年度の売上高は229,944千円(前事業年度比41.6%減)、セグメント損失1,529千円(前事業年度、セグメント損失15,996千円)となりました。

<食品製造部門>

2021年10月より、トワ・ヴェールの指定管理者業務が本格的に始まり、チーズ、ハム、ベーコン、アイスクリームの製造、加工及び販売を開始いたしました。

当事業年度の売上高は100,735千円(前事業年度比-)、業務開始に伴う初期費用を計上したことにより、セグメント損失6,340千円(前事業年度比-)となりました。

当社の主要な事業であります飲食業及び小売業は、長期的な見通しを踏まえた事業展開が必要であり、そのためには安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化を図ることが重要な課題であると考えております。収益体質の強化・充実と今後の事業展開に備えるため、内部留保に努めるとともに、株主の皆様への利益還元として業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。誠に遺憾ながら、当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。今後、復配に向けて鋭意努力してまいります。

<セグメント別売上高>

	セグメントの名称				前事業年度 2020年 4 月 1日から 2021年 3 月31日まで			2021 2022	前期比増減率					
					売	売 上 🧦		売 上		構成比				
		フラ	ンラ	チャ	イジ	· - I	業	3,117,	941千円	74.8%	3,092,1	100千円	76.9%	△0.8%
飲部	食門	食 オリジナルブランド事業		オリジナルブランド事業 659,558		15.8	598,0	061	14.9	△9.3				
-	, ,	小					計	3,777,	500	90.6	3,690,1	61	91.8	△2.3
		フランチャイジー事業			フランチャイジー事業		393,	523	9.4	217,6	531	5.4	△44.7	
物部	販門	オリジナ		ル	ブラン	ノド	事業		-	_	12,3	313	0.3	_
-	, ,	小					計	393,	523	9.4	229,9	944	5.7	△41.6
食製	品造	食	品	製	造	事	業		-	_	100,7	735	2.5	_
部	担門	小					計		-	_	100,7	735	2.5	_
		合			計			4,171,	4,171,023		4,020,8	341	100.0	△3.6

(注) セグメント区分は(4)主要な事業内容と同様であります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資総額は20,491千円で、その主なものは以下のとおりであります。

- イ. 当事業年度に完成した主要設備
 - 飲食部門 店舗改装
- コ. 当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 飲食部門 閉店、譲渡

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、第6回新株予約権の発行及び行使により 69,057千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第41期 (2019年3月期)	第42期 (2020年3月期)	第43期 (2021年3月期)	第44期 (当事業年度) (2022年3月期)
売	上	高(千円)	4,276,860	4,628,193	4,171,023	4,020,841
経	常損失	(△)(千円)	△93,658	△17,347	△144,610	△68,575
当	期純損失	(△)(千円)	△142,592	△103,873	△215,262	△110,227
1 株	当たり当期純	損失(△) (円)	△97.02	△64.23	△113.25	△46.41
総	資	産(千円)	3,285,120	3,131,147	3,109,598	2,933,865
純	資	産(千円)	37,470	18,803	44,621	2,555
1 #	ま当たり純	資産額(円)	△41.95	△51.23	△27.22	△41.03

(注) 1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

<2023年3月期の重点施策>

当社の喫緊の課題であります、安定的な収益確保ができる体制にすべく、組織編成、展開業態の絞り込み等を行い、より効率的な店舗運営、テイクアウトやデリバリーへの対応、ドライブスルーの設置などの新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にすべく尽力してまいりました。しかし、感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出及び延長、それに伴う飲食店の休業要請や時短要請などの営業制限、原材料や水道光熱費の相次ぐ値上げなど、これまで以上に厳しい経営環境が続くものと予想されます。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しなどの未確定な要素が多い状況でありますが、当社は飲食部門・物販部門共に既存店舗の運営コストの削減及び各種契約内容の見直し、収益性・立地その他の条件を考慮し、慎重に判断したうえで店舗及び新規事業の展開を進めるとともに、当社のオリジナルブランドの「かつてん」をはじめとするフランチャイザーとしての事業運営に取り組んでまいります。

当社は以下の事項を課題として認識し、対処してまいります。

- ① 次期を担う人材の確保・育成
- ② フランチャイザーとしての事業体制の確立と収益化
- ③ 既存店舗の収益力回復
- ④ 新規出店及び既存店舗の業態転換及び改装
- ⑤ 食品製造事業の収益化

<継続企業の前提に関する重要事象等について>

当社は、2014年4月に策定した経営改善計画に基づき、不採算店舗及び事業からの撤退や業態変更を進め、店舗及び事業の整理に一定の目途がついたことから、慎重な判断のもと、新規出店、業態変更、大規模改装等に少しずつシフトし、店舗数及び事業規模の回復を図ってまいりました。

2019年4月より始まりました新たな経営改善計画においては、2016年3月に株式会社アスラポート・ダイニング(現株式会社JFLAホールディングス)と締結した「業務資本提携契約」をもとに、共同事業として進めてまいりました、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイザー事業、また、「らーめんおっぺしゃん」並びにタピオカドリンク専門店「瑪蜜黛(モミトイ)」の北海道・東北地区のエリアフランチャイザー事業の拡大、更に既存又は新規業態の新たな店舗展開の双方で収益を確保することで収益体質を確立してまいります。

当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休業要請や営業時間短縮等の営業規制の時期が大半を占めたことにより売上高は前事業年度に比べ3.6%減少し、4,020,841千円、営業損失135,174千円、経常損失68,575千円、当期純損失110,227千円となり、収益改善には至りませんでした。また、当社の有利子負債は2,457,879千円と総資産の83.8%を占め、依然として手元流動性に比して高水準であるため、取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該重要事象等を解消すべく、事業面及び資金面において対応策を講じております。

事業面におきましては、期間限定商品やサービスの訴求、スマートフォンのアプリやクーポンを使用した効率的な販売促進活動による収益確保と販売管理費及び設備投資の抑制等のコスト削減を両立し、収益力の強化に努めてまいります。当社のオリジナルブランドであり、フランチャイザーとして加盟店展開しております「かつてん」の積極的な加盟開発及び加盟出店を進め、フランチャイザー事業を当社の収益の柱となる事業へと成長させてまいります。また、株式会社JFLAホールディングスと締結した「業務資本提携契約」により、飲食事業、卸売事業、製造・販売事業を組み合わせた販売コストの削減及び新規事業展開を進めてまいります。

また、2021年7月に北海道寿都郡黒松内町の「黒松内町特産物手づくり加工センター」(トワ・ヴェール)の指定管理者に指定され、10月より当該施設においてチーズ、ハム、ベーコン、アイスクリームの製造、加工及び販売を担うこととなりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績に与える影響が非常に大きく、今後の消費活動の見通し等は依然として不透明であり、財政状態並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響を合理的に算出することが困難な状況が継続しております。当社はこの状況下において、顧客や従業員等の健康面の安全に万全な対策を講じるとともに、各自治体の要請にも応じながら、来店客数の減少に伴う売上高減少への対策として、テイクアウトやデリバリーサービスだけではなく、慎重な判断のもと新規事業への参入についても検討し、収益の改善に努めてまいります。

資金面におきましては、当社の主力取引銀行の支援のもと、取引金融機関に対し、長期借入金元本返済の更なる緩和要請を行い、当面の返済猶予について同意を得ております。また、新型コロナウイルス感染症拡大による今後の資金面に与える影響に関しても、主力取引銀行と適時状況と情報を共有しており、今後の状況変化に応じた柔軟な支援体制を得られる見込みであります。

当該金融支援及び事業遂行により、財務体質の改善を図ってまいります。

なお、2021年12月6日付の当社取締役会において、第三者割当の方法による「第6回新株予約権(行使価額修正条項付)」の発行を決議し、当事業年度末までに334,000個、68,830千円が権利行使されております。

これらの具体的な対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社は飲食部門、物販部門及び食品製造部門を展開しております。セグメント及び業態別の主要な商品、製品、サービス等は以下のとおりであります。

① 飲食部門

ブランド名	主要な商品・事業内容等
フランチャイジー事業	
ミスタードーナツ	ドーナツ・パイ
モスバーガー	ハンバーガー
はなまるうどん	讃岐うどん
暖中	中華料理
ベビーフェイスプラネッツ	バリ風カフェレストラン
らーめんおっぺしゃん	熊本ラーメン
牛 角	焼肉
デ リ ズ	デリバリー専門店
オリジナルブランド事業	
かってん	かつ丼・天丼

② 物販部門

ブランド名	主要な商品・事業内容等
フランチャイジー事業	
スペースクリエイト自遊空間	アミューズメント複合カフェ
セリア生活良品	100円ショップ

③ 食品製造部門

名 称	主要な製品
トワ・ヴェール	チーズ、ハム、ベーコン、アイスクリーム

(5) 主要な事業所(2022年3月31日現在)

① 本 社 北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号

② 店 舗

セグ)	ソトの名称	業	態	名	称		地	域	店舗数
				18		ツ	北海道	鱼地域	15店舗
		ミス	タ ー	ドー	ナ	9	東北	地 域	8店舗
		モス	バ	_	ガ	_	北海道	1地域	5店舗
		はな	まる	る う	ど	h	北海道	1地域	1店舗
		はな	t な ま る 	J -)		n	東北	地 域	1 店舗
		暖				中	北海道		1 店舗
	フランチャイジー事業	1 1				Т		地 域	1店舗
	ノノマノヤイマー 尹禾	ベビー	フェイ	スプラ	ネッ	ツ	北海道		5店舗
飲食部門		らーめんおっぺしゃん				۷	北海道		1 店舗
		9 · 0	7 70 43	., .,	U 7 .	<i></i>		地 域	1店舗
		牛				角	北海道		1 店舗
					円		東北		3店舗
		デ	1	J		ズ	北海道	1地域	4店舗
				,		_	東北	地 域	1 店舗
							北海道	1地域	4店舗
	オリジナルブランド事業	か	つ	て		h	東北	地 域	5店舗
							関東	地 域	2店舗
物販部門	フランチャイジー事業	スペー	スクリニ	ロイト自	自遊空	間	北海道	1地域	1 店舗
初规可门	ノフンテャイン一争未	セリ	ア	E 活	良	品	北海道	1地域	1 店舗

③ 食品製造拠点 黒松内町特産物手づくり加工センター(トワ・ヴェール) 北海道寿都郡黒松内町

(6) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社の使用人の状況

ſ	使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均重	力続	年	数
	102(386) 名			7 名減 (55名減)		41	.5歳			10).2年	Ē		

② セグメント別の使用人の状況

セグメント区分	使 用 人 数	前事業年度末比増減
飲食部門	56 (357)名	18名減 (50名減)
物 販 部 門	4 (18)名	-名- (13名減)
食品製造部門	11 (6)名	11名増 (6名増)
全社 (共通)	31 (5)名	-名- (2名増)
合 計	102 (386)名	7名減 (55名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は総労働時間を1日8時間/人(当社就業規則による実働時間)で換算し、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

	借				,	Ž.				先		借	入	額
株	定	4	会	社	7	Ľ	海	道	Í	銀	行		1,118,	,660千円
株	Ī	力	会		社	北		洋	釗	Į.	行		419,	,087
株	式	会	社	商	工	組	合	中	央	金	庫		256,	405
株	式	会	社	日	本	政	策	投	資	銀	行		204,	,738
株	定	4	会	社	ö	み	ず	ほ	Í	銀	行		173,	,703
株	定	4	会	社	-	Ł	+	七	1	銀	行		111,	440
苫		小		牧	1	計	月		金		庫		101,	.221

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 9,606,000株 A 種優先株式 100,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 2,735,500株 A 種優先株式 100,000株

(注) 2021年12月22日を払込期日として発行した新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式の総数は334,000株増加しております。

(3) 株主数 普通株式 A種優先株式 2,179名(前事業年度末比172名増) 1名(前事業年度末比-)

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持	株	数	持株比率	
株 主 名	普通株式	A種優先株式	合 計		
株式会社JFLAホールディングス	296,800株	-株	296,800株	10.47%	
藤田博章	200,000	_	200,000	7.05	
株式会社ダスキン	45,100	100,000	145,100	5.12	
株式会社SBI証券	141,025	_	141,025	4.97	
林 昭 男	56,600	_	56,600	2.00	
楽 天 証 券 株 式 会 社	50,800	_	50,800	1.79	
BNP PARIBAS LONDON BRANCH	50,000	_	50,000	1.76	
株式会社小僧寿し	46,300	_	46,300	1.63	
行 木 義 輝	45,300	_	45,300	1.60	
藤田健次郎	43,900	_	43,900	1.55	

(注) 持株比率は、自己株式79株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項 2021年12月6日付の取締役会決議に基づき発行した新株予約権 第6回新株予約権

新株予約権の総数	600,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 600,000株
新株予約権の払込金額	510,000円
新株予約権の払込期日	2021年12月22日
新株予約権の行使に際して出資される財 産の価額	当初行使価額289円
新株予約権の行使期間	2021年12月23日から2022年12月22日 まで
新株予約権の行使の条件	1個未満に分割して行使できない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株 予約権の総数をEVO FUNDに割当て た。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

△牡12か1ナフ44/4	т. <i>A</i>	和水立が手曲な美勝の生活
会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	藤田 博章	丹治林業株式会社取締役
代表取締役社長	遠藤 大輔	株式会社JFLAホールディングス 事業開発部長 株式会社アスラポート取締役 株式会社TBジャパン取締役 株式会社ルパンコティディアンジャ パン代表取締役社長 株式会社LCAD代表取締役社長 株式会社フジックス代表取締役社長
専務取締役	清水 清作	経理・総務管掌
取 締 役	齊藤隆光	株式会社 J F L Aホールディングス 取締役 株式会社アルテゴ取締役 茨城乳業株式会社監査役 T&S Enterprises (London) Limited 監査役 株式会社小僧寿し監査役 九州乳業株式会社取締役 Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役 Atariya Horeca B.V. 監査役 Atariya Foods Limited監査役 株式会社弘乳舎代表取締役社長 Atariya Foods Retail (UK) Limited監査役 株式会社十徳取締役 株式会社TBジャパン取締役 株式会社TOMONIゆめ牧舎 代表取締役社長 株式会社スティルフーズ取締役
取 締 役	松原 淳二	株式会社札幌海鮮丸代表取締役社長
常勤監査役	栗林 法正	
監 査 役	廣内 克規	株式会社 J F L Aホールディングス 内部監査室長
監 査 役	木下 雄次	丸政商事株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役齊藤隆光氏及び松原淳二氏は社外取締役であります。
 - 2. 監査役廣内克規氏及び木下雄次氏は社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役松原淳二氏及び木下雄次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりで す。

a. 基本方針

取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を 図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬 体系とする。

b. 基本報酬に関する方針 (報酬等の付与時期や条件に関する方針を含 **c。)

取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、金銭による月例の固定報酬としての基本報酬のみとし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で役位、職責等に応じて当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定する。

また、社外取締役の報酬については、役割と独立性の観点から、その 役割等に応じて設定された金銭報酬の固定報酬のみとし、それを12か 月で按分した月例の金額を毎月支給することとする。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定は、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任し、その委任の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準等について確認する。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役遠藤大輔氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準等について確認しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	17,010千円
(うち社外取締役)	(1)	(1,200)
監 査 役	2名	6,030千円
(うち社外監査役)	(1)	(1,200)
合計	6名	23,040千円
(うち社外役員)	(2)	(2,400)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額 12,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主 総会終結時点の取締役の員数は7名であります。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額 1,200千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名 であります。
 - 4. 取締役及び監査役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名及び無報酬の社外監査役 1名を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
 - ・齊藤隆光氏は、株式会社 J F L Aホールディングスの取締役、株式会社 アルテゴの 取締役、 茨城乳業株式会社の監査役、 T&S Enterprises(London) Limitedの監査役、株式会社小僧寿しの監査役、九州乳業株式会社の取締役、Atariya Foods Netherlands B.V.の監査役、Atariya Horeca B.V.の監査役、Atariya Foods Limitedの監査役、株式会社弘乳舎の代表取締役社長、Atariya Foods Retail (UK)Limitedの監査役、株式会社十徳の取締役、株式会社T B ジャパンの取締役、株式会社T OMON I ゆめ牧舎の代表取締役社長、株式会社スティルフーズの取締役であります。株式会社 J F L Aホールディングスと当社との間で業務資本提携契約書を締結しております。また、株式会社アルテゴと当社との間で商品の取引関係があります。さらに、株式会社小僧寿しと当社との間で商品の取引関係があります。
 - ・松原淳二氏は、株式会社札幌海鮮丸の代表取締役社長であります。兼職 先と当社との間で商品の取引関係があります。
 - ・ 廣内克規氏は、株式会社 J F L A ホールディングスの内部監査室長であります。 兼職先と当社との間で業務資本提携契約書を締結しております。
 - ・木下雄次氏は、丸政商事株式会社の代表取締役社長であります。 兼職先 と当社との間には特別の関係はありません。なお、同氏は、当社取締役 会長藤田博章氏の三親等以内の親族であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いた しました。
取締役 齊藤 隆光	経験豊富な経覚者の視占から必要な発言を行っております。
	に、当該分野についての助言、経営陣の監督を行っておりま
	す。
	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしまし
	た。
取締役 松原 淳二	経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。
	特に飲食業界における豊富な知見をもとに、営業戦略につい
	ての助言、経営陣の監督を行っております。
	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回の全
 監査役	てに出席いたしました。内部監査室長としての経験をもと
監査収 展内 兄邓	に、監査役会において当社の内部監査及び内部統制評価につ
	いて適宜、必要な発言を行っております。
	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回の全
	てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と観点か
監査役 木下 雄次	ら、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための発言を行
	っております。また、監査役会において、当社の内部監査等
	について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 清明監査法人

(2) 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		1	2,00	00千	円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		1	2,00		円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見 積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会 計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の取締役及び使用人は、社訓・経営理念・社是に基づき、法令、 定款及び各種規程並びに社会規範を遵守し、職務を執行する。
 - ロ. 代表取締役社長直属部門として内部監査室を設置し、被監査部門からの独立性を確保し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況や体制が適切であるかを定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - ハ. 監査役は内部監査室との連携を図りつつ、独自の立場で遵守状況や体制が適切であるかを監視し、問題があれば取締役会に報告する。
 - ニ. コンプライアンス上疑義のある行為について、使用人等からの通報を 受け付ける内部通報制度を設ける。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書取扱規程等に基づいて適切に保存及び管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、総務部の協力のもと社内規程を整備し、定期的に見直す。
 - ロ. 取締役は月1回開催される業績検討会議に出席し、月次業績のレビューと改善策に関する経営のリスクマネジメントについて協議を行い、 各部門長へ周知する。
 - ハ. リスク情報等については、各部門長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、担当部署にて情報共有、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
 - 二. 損失の危険が現実化した場合、又は、新たに生じたリスクについては、迅速かつ適切な対応をする。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は、原則として全ての取締役及び監査役が出席する定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- ロ. 取締役会は、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画 及び年次予算を含めた経営目標の策定、経営上の重要事実等の情報共 有、業務執行報告を行うとともに、効率かつ適正に職務執行が行われ るための体制の維持・向上を図る。
- ハ. 各部門においては、職務権限規程及び職務分掌規程に基づいて権限の 委譲を行い、責任を明確にすることで、迅速性及び効率性を確保す る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制
 - イ.子会社の監督については、関係会社管理規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行について定期的に報告する体制を整備するとともに、当社と常に緊密な連携を保ちつつ、効率的に業務が執行できる体制を整備する。
 - ロ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営リスクを把握し、当社と連携して管理体制を構築・運用する。
 - ハ.子会社の取締役及び使用人についても当社と同様の規程を適用し、それらが実効性のあるものとして運用されている状態を定着させる。
 - 二. 子会社の内部監査は当社が行い、適正な業務の運営状態を確保する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に おける当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に 関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、 取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて合理的な範囲で配置す る。監査役が指定する補助すべき事項及び期間中は、当該使用人の人 事異動、評価、処分等については、監査役会の意見を尊重したうえで 行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ロ. 監査役は内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた内部監査室の使用人はその指示に関して監査役に報告する。
- ② 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査 役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 受けないことを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大 な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、内部通報制 度による通報状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、 その他重要な事項等を監査役に報告する体制を整備し、監査役の情報 収集・交換が適切に行えるように協力する。
 - ロ. 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

- ハ. 監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な 取扱いを受けないよう、「内部通報者保護規程」に基づき、当該報告 者を適切に保護する。
- ③ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ. 監査役の監査費用は予め予算を計上しておき、職務の執行について生 じる費用の前払、緊急又は臨時に支出した費用については、会社に請 求することができる。
 - ロ. 監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留 意する。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役は監査役監査規程、監査役監査基準を定め、独立性・中立性を 維持し、監査役監査の実効性を確保する。
 - ロ. 監査役(又は監査役会)が取締役、執行役員、内部監査室との間で、 定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室が行う内部監査等に同 席する。
 - ハ. 監査役は法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的 な立場からの助言を受け、会計監査業務については会計監査人に意見 を求める等、必要な連携を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、内部監査室を中心に財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書及び各種規程を定め、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用状況を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。

- ① 反社会的勢力の排除に向けた基本方針
 - イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、反社会的勢力又は反社会的勢力と関わりがあると思われる個人又は企業からの不当な要求に対しては、法令及び社内規程に則り、毅然とした姿勢で組織的に対応し、断固として排除する。
 - ロ. 当社の取引先が反社会的勢力と関わりがある個人、企業等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合は、適宜警察及び顧問弁 護士等の外部機関と連携し、有事の際の体制を整備・維持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の業務の適正を確保するための内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会に内容を報告しております。確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、適切な内部統制システムの運用に努めております。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、法令遵守体制の点検・強化及び法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで、当社の社会的信頼を維持することを目的として、コンプライアンス規程を定めております。当社の役職員に対して定期的なコンプライアンス研修を実施し、法令遵守に努めております。

② リスク管理体制の強化

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を 及ぼす危機を未然に防止すること、万が一発生した場合は被害を最小限に 食い止め、再発を防止することを目的として「リスクマネジメント規程」 を定め、リスクマネジメント会議を定期的に実施しております。あらかじ め想定されるリスクについて、リスク別の対応方法を整備し、危機管理に 必要な体制を整備しております。

③ 当社及び子会社における業務の適正の確保

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また内部監査室を中心に金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

④ 取締役の職務執行

取締役会規程にて、取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定めるとともに、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。 取締役会には社外監査役も出席しており、職務執行の監督機能を有しておりますが、さらなる監督機能の強化に努めてまいります。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役の業績検討会議及びその他の重要な会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室等の内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、効率的な運用についての助言を行っております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部		負	ſ	ŧ	σ,	部
科目	金 額	科				目	金 額
流動資産	866,841	流	動	負	債		629,891
現 金 及 び 預 金	510,144	買		掛		金	126,610
売 掛 金	198,307	短	期	借	入	金	279,911
商品及び製品	18,499	IJ	_	ス	債	務	2,214
仕 掛 品	2,020	未		払		金	125,818
原材料及び貯蔵品	51,353	未	拉	4	ŧ	用	9,068
前払費用	51,691	未		法人	税	等	30,419
前 払 金 そ の 他	101 34,723	未	•	消費	税	等	10,990
での の 他 日 定資産	2,067,024	前	JA	受	176	金	18,156
	1,377,268	預		又 り			
	768,133	***	&± 88 /	-	317	金	24,402
構築物	19,306			鎖損失		金金	2,298
機械及び装置	412	固	定	負	債		2,301,418
車 両 運 搬 具	1,031	長	期	借	入	金	2,174,825
工具、器具及び備品	83,119	IJ	_	ス	債	務	927
土 地	503,627	長	期	未	払	金	13,930
リース資産	1,109	長	期	預	り	金	92,774
建設仮勘定	528	資	産	除去	債	務	18,960
無形固定資産	155,393	負	債	台	i	計	2,931,309
借地権	140,000		純	資	產	Ĭ	の部
商 標 権 ソフトウエア	131	株	主	資	本		4,171
ソフトウエア の れ ん	3,086 5,426	資	7	本	金		814,288
リース資産	1,800	資	本 菲	剰 余	金		473,837
その他	4,950	資	本	進	備	金	473,837
投資その他の資産	534,361	利		剌 余	金		△1,283,900
投資有価証券	32,131			利益		· 全	△1,283,900
関係会社株式	25,000	編		利益多			△1,283,900 △1,283,900
出 資 金	176	自	己	株株	式	亚	△53
長期貸付金	1,922						
長期前払費用	9,864			算差额		ė= ^	△1,841
敷金及び保証金	465,016			i証券評		額金	△1,841
その他	9,221		株子		権		226
貸倒引当金	△8,971	純	資		合	計	2,555
資 産 合 計	2,933,865	負債	責 純	資産	合	計	2,933,865

<u>損 益 計 算 書</u> (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	科		目		金	額
売		上		高		4,020,841
売	上		原	価		1,565,091
	売 _	上 総	利	益		2,455,749
販	売 費 及	びー	般 管 理	費		2,590,923
	営	業	損	失		△135,174
営	業	外	収	益		
	受	取	利	息	47	
	受 月	取 配	当	金	1,008	
	不 動	産	賃 貸	料	161,084	
		取 保	険	金	2,316	
	受 月	取 給	付	金	97,343	
	そ	の		他	701	262,501
営	業	外	費	用		
	支	払	利	息	56,297	
	不 動	産 賃	貸原	価	127,840	
	そ	の		他	11,765	195,903
	経	常	損	失		△68,575
特	別		利	益		
	固 定	資 産	売 却	益	250	
	店 舗 閉	鎖損失	引当金戻力	(額	68	
		戏 金		入	19,546	
		除去債		益	2,800	22,664
特	別		損	失		
	固 定	資 産		損	1,781	
	店 舗	閉	鎖損	失	20,708	
			引当金繰力	(額	3,447	
	減	損	損	失	3,723	
			感染症による	損失	15,075	44,735
	税引		期純損	失		△90,646
	法人税、		及び事業	き 税	19,580	19,580
	当 期	純	損	失		△110,227

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から) 2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株	主	主			
		資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
	資 本 金	資本準備金 資本剰余金合	その他利益 <u>利</u> 余金 利益剰余金 十 繰越利益 ・ 剰余金	株主資本合計		
当 期 首 残 高	779,872	439,422 439,42	2 🗠 1,173,673 🗠 1,173,673 🗠 53	45,567		
当 期 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	34,415	34,415 34,11	5	68,830		
当期純損失 (△)			△110,227 △110,227	△110,227		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	34,415	34,415 34,41	5 \(\triangle 110,227 \) \(\triangle 110,227 \) \(- \)	△41,396		
当 期 末 残 高	814,288	473,837 473,83	7 \[\triangle 1,283,900 \] \[\triangle 1,283,900 \] \[\triangle 53	4,171		

					評価・換	算差額等		Ask Why why
					その他有価 証券評価差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	新株予約権	純 資 産 計
当	期	首	残	高	△946	△946	_	44,621
当	期	変	動	額				
新村	朱の発行	(新株子	が約権の行	使)				68,830
当	期純	損失	€ (△	,)				△110,227
	主資本期変!		· の項目 (純額		△895	△895	226	△669
当	期変	動	額合	計	△895	△895	226	△42,065
当	期	末	残	高	△1,841	△1,841	226	2,555

【個別注記表】

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式

移動平均法による原価法

- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等 以外のもの

市場価格のない株式等

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価 方法
 - 商品

主として売価環元法による原価法(貸借対照表価額 は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算 定)

· 製品、仕掛品

· 原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は、収益性 の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益

性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 除く)

(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得 した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 ……………… 15~40年 工具、器具及び備品…… 2 ~ 8年

② 無形固定資産 (リース資産を 定額法 除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内にお ける利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用して おります。

③ リース資産 (3) 引当金の計ト基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債 権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。

閉店を決定した店舗について、店舗の閉鎖に伴い発生 する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損 失額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

店舗閉鎖損失引当金

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事 業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充 足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以 下のとおりであります。

(飲食部門)

定額法

飲食部門においては、ミスタードーナツ業態のドーナ ツ、モスバーガー業態のハンバーガー、かつてん業態 のかつ丼等の販売を行っており、顧客に商品を引渡し た時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行 義務が充足されたと判断し、収益を認識しておりま す。なお、他社ポイントプログラムに係る収益認識に ついては、顧客に対する商品の販売の履行義務に係る 取引価格の算定において、第三者のために回収する金 額として、取引価格から控除した額をもって収益を認 識しております。

(物販部門)

物販部門においては、セリアの雑貨等の販売を行っており、顧客に商品を引渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。なお、販売受託契約における代理人取引に係る収益認識については、顧客から受け取る対価から仕入先に対する支払額を差引いた純額で収益を認識しております。

(食品製造部門)

食品製造部門においては、トワ・ヴェール製品の製造及び販売並びに地域特産物等の仕入商品の販売を行っており、顧客に製品及び商品を引渡した時点で、顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。ただし、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、顧客に製品及び商品を出荷した時点で、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受けとると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

代理人取引に係る収益認識

販売受託契約に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、代理人に該当する取引として、純額で収益を認識する方法に変更しております。

他社ポイントプログラムに係る収益認識

他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額について、従来は販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は72,298千円、売上原価は69,757千円、販売費及び一般管理費は2,541千円それぞれ減少しております。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに 定める経過的な取り扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありま せん。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	3,723千円
有形固定資産	1,377,268
無形固定資産	155,393
長期前払費用	9,864

(2) 会計上の見積りの内容に関するその他の情報

当社は、減損の兆候が存在すると判定された資産または資産グループについて、当該資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額と帳簿価額を比較して減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上しております。この際の回収可能価額は使用価値または正味売却可能価額の高い方の金額により算定しております。また、将来キャッシュ・フローは取締役会で承認された事業計画を基礎とし、主として過去の趨勢を軸に慎重な評価を実施して見積もっております。

なお、見積りに用いる営業損益または将来キャッシュ・フローの仮定は、市場環境の変 化等による影響を受け変動することが予想され、実際の営業損益またはキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性がありま す。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当事業年度における新型コロナウイルス感染症の影響は、店舗の休業及び営業時間短縮の要請等を伴い極めて大きいものでありました。業態により程度に差はあるものの、2023年3月期においても一定程度残ると仮定して、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。しかし、新型コロナウイルス感染症の収束時期等については不確定要素が多く、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

1	1)	扣	(42)	/#:	171	いる	答定

建	物	298,381千円
土	地	503,627
敷金及び	「保証金	60,736
投 資 有	価 証 券	21,000
計		883.744

② 担保に係る債務

短期借入金	145,257千円
長期借入金(1年内返済予定額を含む)	1,893,031
	2,038,288

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3.272.278千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務 長期金銭債務 1,762千円 1,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引の取引高

5,400千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,401,500株	334,000株	-株	2,735,500株
A種優先株式	100,000株	-株	-株	100,000株

- (注) 普通株式の発行済株式の総数の増加は、2021年12月22日を払込期日として発行した新株予約権の行使によるものであります。
- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	79株	-株	-株	79株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

該当事項はありません。

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの該当事項はありません。
- (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項 普通株式 266,000株

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、長期貸付金は、取引先等の信用リスクに晒されております。 当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは 業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては経理部において定期的に時価や発行体(主として取引先企業)の財務状況等を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた当社の規則に従い、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内の金融機関に限定しており、契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券(*2) (2) 敷金及び保証金 (3) 長期未収入金(*3) (4) 貸倒引当金(*4)	10,993 465,016 8,971 △8,971	10,993 454,074	_ △10,941
	_	_	_
資産計	476,009	465,067	△10,941
(1) 長期借入金	2,174,825	2,150,048	△24,776
(2) リース債務 (1年内返済予定額を含む)	3,142	3,047	△94
負債計	2,177,967	2,153,096	△24,871
デリバティブ取引	_	_	_

- (*1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (*2)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品 の貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	21,138
関係会社株式	25,000

- (*3)長期未収入金は、貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。
- (*4)長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場にお

いて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する。

る相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のイン プット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時

価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

	.,										
		時価 (千円)									
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計							
投資有価証券 その他有価証券											
株式	10,993	_	_	10,993							
資産計	10,993	_	_	10,993							

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)									
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計						
敷金及び保証金	_	454,074	_	454,074						
長期未収入金	_	_	_	_						
資産計	_	454,074	_	454,074						
長期借入金	_	2,150,048	_	2,150,048						
リース債務	_	3,047	_	3,047						
負債計	_	2,153,096	_	2,153,096						

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未収入金

長期未収入金は、担保等による回収不能見込額等を基礎として算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率 を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、北海道その他の地域において、賃貸用の店舗物件(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
553,433	604,163

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当事業年度末の時価は、固定資産税評価額等を基礎に自社で算定した金額によっております。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額、税務上の繰越欠損金等であり、全額 評価性引当額として控除しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種	類		会社	等	の称	所	在	地	資本金 出 (千	を 文は 資 金 円)	事業は	の内容 職	字又 業	議有割(央権等 (被列 %	台	関連当事の 関	事者と 係	取引の内	容	取 (金円	額)	科		目	期 (残 高 円)
役	員		- 第田	博	章		-			-	当社長	取締役	会		皮 所 直接7		債務被	保証	(注1)	呆	1.	22,	,09	99		-				_
その	及び 近親	l																	燃料等の購 (注2)	入		14,	17	79	未	払	金		1	,220
者が権の	議決		フジ	g	産	北	海.	道	4	5,000	傲彩	4 の 服	京売		_		商品の脚	直入等							未	払	金			-
数を	所有 いる	Any	ŧ		(株)	苦	小牧	市	.,	0,000	Jam. 1	1 -> 10	. / .				PG HAL - > AI	17.44	そ の (注3)	他			30		前	払費	用			-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は金融機関からの資金借入に対して、当社取締役会長藤田博章より保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
 - 2. 燃料等の購入に係る取引条件は、一般の取引条件と同様であります。
 - 3. その他は主に店舗設備の工事及び保守等に係る取引であり、取引条件は、一般の取引条件と同様であります。
 - 4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

		報告セク	報告セグメント						
	飲食	物販	食品製造	計	合計				
顧客との契約から生									
じる収益	3,690,161	229,944	100,735	4,020,841	4,020,841				
その他の収益	_	_	_	_	_				
外部顧客への売上高	3,690,161	229,944	100,735	4,020,841	4,020,841				

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 当社の収益を理解するための基礎となる情報は、【個別注記表】の1.重要な会計方針に 係る事項に関する注記の(4)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額 △41円03銭 (2) 1 株当たり当期純損失 (△) △46円41銭

(注) 1株当たり当期純損失 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失 (△) △110,227千円 普通株主に帰属しない金額 2,000千円 普通株式に係る当期純損失 (△) △112,227千円 普通株式の期中平均株式数 2,418,084株

14. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使)

2022年4月1日から5月10日までの間に、EVO FUNDが保有する第6回新株予約権について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

 1. 発行した株式の種類及び株式数
 普通株式 50,000株

 2. 行使された新株予約権個数
 50,000個

 3. 発行価額の総額
 10,180千円

 4. 増加した資本金の額
 5,090千円

 5. 増加した資本準備金の額
 5,090千円

この結果、2022年5月10日における資本金は819,378千円、発行済株式総数は普通株式2.785.500株となっております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社フジタコーポレーション

取締役会 御中

清明監査法人北海道札幌市

指定社員 公認会計士 北 倉 隆 一業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩 間 昭 衆務執行社員 公認会計士 岩 間

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジタコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整 備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい て独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤 謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に 影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監查報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい ても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社フジタコーポレーション 監査役会

常勤監査役 栗 林 法 正 ® 社外監査役 廣 内 克 規 ® 社外監査役 木 下 雄 次 ®

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面 交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に 限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新 設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、 本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)	第3章 株主総会 (削 除)
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類に記載又は表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令の定めるとこ ろに従いインターネットを利用する 方法で開示することにより、株主に 対して提供したものとみなすことが	
<u>できる。</u> (新 設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情 報について電子提供措置をとる。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部 又は一部について、議決権の基準日 までに書面交付請求をした株主に対 して交付する書面に記載することを 要しないものとする。

現	行	定	款		変	更	案
	(新	設) 設)		(株主総 第1条 ② ③	定才の置か前9総主主開有本ら主ら第9時)効の1の会会とるのか会が会が会が会とるのか会が会が会が会が会が会が会があります。 規目若月	ネット開示 び定款第15 新設は、20 を生ずるもい 定にかかれ から6か月 とする株主 つ考書類等の なし提供) 定は、202 を経過した しくは種類	会参考書類等のとみなし提供) 条(電子提供措 022年9月1日 のとする。 らず、2022年 以内の日を株主 総会又は種類株 定款第15条(株 インターネット は、なお効力を 2年9月1日か 日又は前項の株 株主総会の日か 日のいずれか遅

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(5名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しにより取締役を 1 名増員し、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	が 名 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式の 種類及び数
1	再任 藤田博章 (1940年5月25日生)	1964年4月 日本レイヨン株式会社(現ユニチカ株式会社)入社 1969年4月 フジタ産業株式会社専務取締役 1978年3月 有限会社ファミリーフーズ(現当社)設立代表取締役社長 1988年10月 フジタ産業株式会社代表取締役社長 1993年10月 株式会社フジックス設立代表取締役社長 2019年3月 当社取締役会長(現任) 2021年11月 丹治林業株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 丹治林業株式会社取締役	普通株式 200,000株
2	再任 減 送3 だい すけ 遠 藤 大 輔 (1976年2月22日生)	1998年4月 大阪ヒルトン株式会社入社 株式会社プライム・リンク (現株式会社アスラポート) 入社 2016年2月 株式会社アスラポート・ダイニング (現 J F L Aホールディングス) 事業開発部長 (現任) 2016年4月 株式会社プライム・リンク (現株式会社アスラポート) 取締役 (現任) 2018年6月 端社外取締役 (現任) 2019年3月 当社代表取締役社長 (現任) 2020年8月 株式会社ルパンコティディアンジャパン代表取締役社長 (現任) 2021年1月 株式会社 L C A D 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社 J F L Aホールディングス事業開発部長株式会社アスラポート取締役 株式会社 T B ジャパン取締役 株式会社 C A D 代表取締役社長 株式会社 L C A D 代表取締役社長 株式会社 T D ジックス代表取締役社長 株式会社 T D ジックス代表取締役社長 株式会社 T D ジックス代表取締役社長 株式会社 T S ジックス代表取締役社長 株式会社 T S ジックス代表取締役社長 株式会社 T S ジックス代表取締役社長 株式会社 T S ジックス代表取締役社長	一株

候補者番 号	。 (生年月日)	略 歴 、 当	当社における地位、担当な、兼職の状況)	所有する当 社の株式の 種類及び数
3	再任 清水清作 (1961年10月9日生)	1988年 4 月 1995年12月 2001年 1 月 2001年 9 月 2005年 6 月 2008年 8 月	株式会社藍屋 (現株式会社すかいらーく ホールディングス) 入社 当社入社 当社執行役員 管理部長 当社取締役 経理部長 当社常務取締役 当社専務取締役 経理・総務管掌 (現任)	普通株式 5,800株
4	再任 社外取締役 齊 藤 隆 光 (1973年8月31日生)	2002年 1 月 2008年 5 月 2009年 1 月 2009年 11月 2015年 6 月 2015年 7 月 2016年 3 月 2016年 6 月 2017年 3 月 2017年 9 月 2018年 5 月 2018年 6 月 2018年 1 月 2019年 6 月 2019年 6 月 2021年 1 月	国際キャピタル株式会社(現AGキャピタル株式会社)入社 阪神酒販株式会社入社 レゾナンスダイニング株式会社(現株式会社アスラポート)代表取締役社長 供式会社アスラポート・ダイニング 株式会社アスラポート・ダイニングス)管 理本部長 株式会社ドリームコーポレーション(現 株式会社アルテゴ)取締役(現任) 茨城乳業株式会社監査役(現任) T&S Enterprises(London) Limited 監査役(現任) レゾナンスダイニング株式会社(現株式会社を査役(現任) レゾナンスダイニング株式会社(現株式会社アスラポート)代表取締役会長 株式会社アスラポート)代表取締役を表社アスラポート)代表収録任) 株式会社リ第一次がクフル・ダイニングス)取締役(現任) 株式会社リチレスタイニング株式会社(現株式会社アスラポート)の表別を指別を表別を表している。 株式会社アスラポートの場合(現任)株式会社アスラポートルディングス)取締役(現任) れはいまでは、現本には、現本には、現本には、現本には、現本には、現在) れはいまでは、現本には、現在) 株式会社、野びの人間、関係し、大は、会社、関係と、関係と、関係と、関係と、関係と、関係と、関係と、関係と、関係と、関係と	一株

候補者番 号		略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式の 種類及び数
4	再任 社外取締役 齊藤隆光 (1973年8月31日生)	(重要な兼職の状況) 株式会社 J F L Aホールディングス取締役 株式会社 T ルテゴ取締役 茨城乳業株式会社監査役 T&S Enterprises(London) Limited監査役 株式会社小僧寿し監査役 九州乳業株式会社取締役 Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役 Atariya Horeca B.V. 監査役 Atariya Foods Limited監査役 株式会社引乳舎代表取締役社長 Atariya Foods Retail (UK) Limited監査役 株式会社十徳取締役 株式会社十徳取締役 株式会社TBジャパン取締役 株式会社TOMONIゆめ牧舎代表取締役社長 株式会社スティルフーズ取締役	一株
5	再任	1977年4月 株式会社小僧寿し北海道本部入社 1982年10月 有限会社小僧ホービス設立代表取締役社 長 1996年2月 株式会社札幌海鮮丸設立代表取締役社長 (現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社札幌海鮮丸代表取締役社長	一株
6	新任 社外取締役 上 岡 由紀子 (1976年8月23日生)	2005年10月 2005年10月 2009年4月 2012年4月 2012年4月 上野・横山・渡法律事務所)入所(現弁護士法人上野・横山・渡法律事務所)入所(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 弁護士法人上野・横山・渡法律事務所所属	一株

- (注) 1. 齊藤隆光氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏は社外取締役候補者であります。
 - 2. 当社は、齊藤隆光及び松原淳二の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の取締役選任につき、ご承認いただいた場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、上岡由紀子氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、社外取締役がその職務の遂行にあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任限定契約に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の上限といたします。
 - 3. 各取締役候補者の選任理由
 - (1) 藤田博章氏は、当社の創業者として長年代表取締役社長を務め、現在は取締役会長として経営にあたっております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を生かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
 - (2) 遠藤大輔氏は、当社の代表取締役社長を務め、経営全般における豊富な経験や見識、業界における幅広いネットワークを有しており、当社のさらなる企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。
 - (3) 清水清作氏は、管理部門全般に関する豊富な経験を有し、当社の専務取締役を務めております。引き続きこれらの豊富な経験や見識を生かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

- 4. 齊藤隆光氏、松原淳二氏及び上岡由紀子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
 - (1) 齊藤隆光氏は、JFLAホールディングスグループ各社における管理部門、生産等の職務に携わっており、引き続きこれらの幅広くかつ豊富な経験を生かし、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
 - (2) 松原淳二氏は、長年にわたり事業会社の代表取締役社長を務めており、特に飲食業界における豊富な経験を有しているとともに、経営者としての確かな視点を有していることから、当社の発展に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
 - (3) 上岡由紀子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門 的な見識と豊富な経験を有しており、その知識・経験を生かし、当社の発展に貢献 することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
- 5. 当社は、松原淳二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。松原淳二氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、上岡由紀子氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 6. 齊藤隆光及び松原淳二の両氏は、現在当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏ともに3年となります。
- 7. 各候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
- (1) 齊藤隆光氏は株式会社 J F L Aホールディングスの取締役であり、当社は同社との間で業務資本提携契約を締結しております。
- (2) 松原淳二氏は株式会社札幌海鮮丸の代表取締役社長であり、当社と同社との間には、商品の取引関係がありますが、取引の規模は僅少であり、当社の意思決定に際して影響を与えるおそれはないと判断しております。
- (3) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 8. 上岡由紀子氏の戸籍上の氏名は渡邉由紀子であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月28日開催の第43回定時株主総会において補欠監査役に選任された菊池廣之氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

点 り が な 氏 名 (生年月日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式の 種類及び数
* 菊 池 廣 之 (1942年3月6日生)	1964年 4 月 野村證券株式会社入社 1972年 7 月 極東証券株式会社入社 1972年11月 同社代表取締役副社長 1979年12月 同社代表取締役社長 2012年 4 月 同社代表取締役会長(現任) 2013年 6 月 極東プロパティ株式会社代表取締役 社長(現任) (重要な兼職の状況) 極東証券株式会社代表取締役会長 極東プロパティ株式会社代表取締役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 菊池廣之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 菊池廣之氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験と見識を活かして、客観性や中立性を重視した業務監査が期待できるためであります。
 - 4. 当社は、菊池廣之氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 - 5. 菊池廣之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

DJ F

(ご参考) スキル・マトリックス

当社が取締役候補者に期待する主な知見や経験は次のとおりであります。

	役職	知見・経験						
氏名		企業経営	営業・	事業開発・	人事・労務	財務・会計・	法務・リスク	
		経営戦略	マーケティング	M&A		ファイナンス	マネジメント	
藤田 博章	取締役会長	•	•					
遠藤 大輔	代表取締役社長	•	•	•	•			
清水 清作	専務取締役	•			•	•	•	
齊藤 隆光	社外取締役	•		•		•	•	
松原 淳二	社外取締役	•	•	•	•			
上岡 由紀子	社外取締役				•		•	

(注)上記一覧表は、各取締役候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

株主総会会場ご案内図

場 所 : 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号

グランドホテルニュー王子 2階 若草の間

TEL 0144-31-3111

最寄駅 : JR苫小牧駅下車 南口より徒歩5分

